

令和6年塩尻市議会3月定例会

予算決算常任委員会会議録

○日 時 令和6年3月13日（水） 午前10時00分

○場 所 第一・第二委員会室

○審査事項

議案第 24号 令和6年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 25号 令和6年度塩尻市介護保険事業特別会計予算

議案第 26号 令和6年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計予算

議案第 27号 令和6年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 28号 令和6年度塩尻市水道事業会計予算

議案第 29号 令和6年度塩尻市下水道事業会計予算

○出席委員

委員長	篠原 敏宏 君	副委員長	小野 芳幸 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	百瀬 友彦 君
委員	小松 勝子 君	委員	小口 直実 君
委員	石井 勉 君	委員	上條 元康 君
委員	山崎 油美子 君	委員	樋口 千代子 君
委員	青木 博文 君	委員	赤羽 誠治 君
委員	平間 正治 君	委員	小澤 彰一 君
委員	中野 重則 君	委員	青柳 充茂 君
委員	牧野 直樹 君	委員	中村 努 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	山崎 浩明 君	事務局次長	宮原 勝広 君
事務局係長	酒井 千鶴子 君	事務局主事	清沢 光晴 君

午前10時00分 開会

○委員長 おはようございます。ただいまから3月定例会予算決算常任委員会を再開いたします。ただいまの出

席委員は18名で定足数を超過しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の審査日程について、副委員長から御説明申し上げます。

○副委員長 おはようございます。本日の審査は、議案第24号令和6年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算から議案第29号令和6年度塩尻市下水道事業会計予算までの審査を行います。なお、1時間に1回程度の休憩を入れて審査を行いますので御了承ください。

○委員長 ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、発言は委員長の指名を受けた者のみとし、必ずマイクを使用してください。なお、簡潔明瞭な説明、一問一答方式による質疑及び答弁に御協力をお願いいたします。説明者の入退室は、適時自由に行っていただくということをお願いいたします。

議案第24号 令和6年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算

○委員長 それでは、議案第24号令和6年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。議案の説明を求めます。

○市民課長 それでは、予算書の348ページをお願いいたします。なお、予算説明資料では9、10ページになります。多少触れていきますので、併せて御覧いただきますようお願いいたします。それでは、予算書348ページから御説明いたします。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ64億6,795万6,000円で、予算説明資料9ページの歳入合計欄に記載のとおり、対前年度比マイナス0.25%、1,618万円余の減としております。これは被保険者数の減少に伴う保険税収入と事業費の納付金の減額に伴う基金繰入金の減少を見込み、保険納付費については、令和5年度の給付状況から対前年度比増を見込むことによるものです。

それでは、歳出から主な内容について説明させていただきます。予算書362、363ページ、1款1項1目一般管理費、説明欄の白丸、国保事務諸経費は、国保の資格、保険給付に係る経費で、会計年度任用職員の報酬を初め、長野県国保連合会へ委託する資格管理や電算処理などの業務委託経費が主なものとなります。

366、367ページ、2款保険給付費です。保険給付費の総額は、予算説明資料10ページに記載しておりますが、47億2,837万円を見込んでおります。1項療養諸費は、1目と2目が医療機関への入院や外来診療などに係る医療給付費、3目がレセプト審査件数に応じて国保連合会に支払う審査支払手数料などとなります。なお、退職被保険者分につきましては、制度終了に伴い、本年度から廃止となっております。

372、373ページ、3款国民健康保険事業費納付金は、長野県が負担する医療給付費等の財源として本市から県への納付金で、県からの指示額となります。総額は、予算説明資料10ページの中ほどに記載がありますが、15億9,945万8,000円となっております。

次に、374、375ページ、4款保健事業費1項特定健康診査等事業費につきましては、健康づくり課長から説明いたします。

○健康づくり課長 それでは、4款1項1目特定健康診査等事業費、説明欄の白丸、特定健康診査等事業諸経費6,602万7,000円につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律によりまして、生活習慣病の早期発見と予防を目的として、医療保険者に義務づけられている特定健康診査と特定保健指導に係る経費になります。主なものとしまして下から7つ目の黒ポツ、特定健康診査委託料4,936万円余につきましては、保険者に義務づけられている特定健診に加えまして、市独自に25歳以上40歳未満の国保加入者を対象に特定健診に準じた健診を行う

もので、集団健診を健康づくり事業団に、医療機関健診を塩筑医師会に委託し実施するものです。それから、2つ下の黒ポツ、未受診者対策事業委託料 517 万 4,000 円につきましては、A I を活用した未受診者対策委託料で、財源としては特別交付金の保険者努力支援分として 450 万円が補填されるものです。

次に、2 項保健事業費 1 目保健衛生普及費、備考欄の白丸、健康増進事業諸経費 419 万 8,000 円のうち 1 つ目の黒ポツ、いのちの学習講師謝礼 45 万円につきましては、市教育委員会と連携しまして、命の輝き教室として、命の大切さや性感染症の正しい知識の普及に取り組んでいるものでして、市内の小中学校 15 校での実施を予定しております。一番下の黒ポツ、保健推進活動費補助金 95 万円につきましては、各地区のヘルスアップ委員会が行う健康教室などの地区活動に対しまして補助金を交付し、地区の活動を支援するものです。私からは以上です。

○市民課長 同じく健康増進事業諸経費の 6 つ目の黒ポツと 7 つ目の黒ポツ、医療費通知委託料とジェネリック医薬品利用差額通知委託料につきましては、市民課が担当となりますのでよろしくお願いいたします。

382、383 ページ、7 款 1 項償還金及び還付加算金は、国保資格の資格喪失などに伴う国保税の還付金が主なものとなります。歳出の説明は以上となります。

続きまして、歳入を説明いたします。予算書 354、355 ページ、1 款は国民健康保険税です。さっき説明したとおりですが、収入に関しては、国民健康保険税の収入額の総額につきましては、決算説明資料の 9 ページに記載がありますが、12 億 1,360 万円としております。

次に 356、357 ページ、5 款 1 項 1 目一般会計繰入金です。1 節保険基盤安定繰入金から 7 節財政安定化支援事業繰入金までは、国の定める基準に基づき、一般会計から繰り入れるものです。8 節その他一般会計繰入金は、特定健康診査等の経費のうち、国と県の負担金を除いた額を繰り入れるものが主な内容です。

次の 2 項 1 目基金繰入金は、収支の不足財源を補うものとして国保財政調整基金から繰り入れるもので、6,300 万円を計上しております。国民健康保険事業特別会計の説明は以上となります。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんからどうぞ。

○中村努委員 369 ページの出産育児一時金ですけれど、これは 50 万円に増額になった予算ということでよろしいですか。

○市民課長 そのとおりです。

○中村努委員 そうすると、基準日は誕生日が 4 月 1 日ということよろしいですか。

○市民課長 係長から答弁いたします。

○市民係長 出産育児一時金につきましては、昨年から 50 万円に引上げということになっておりますので、出産日で見ると対象になります。

○中村努委員 出産のときの保険料が以前あったような気がしたのですが、今はありますか。

○市民係長 産科医療制度ということで引き続きありまして、1 万 2,000 円という形になっておりますので、本体が 48 万 8,000 円、そこに 1 万 2,000 円が加わって 50 万円という金額になっております。

○中村努委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

なければ、質疑を終了いたします。自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、採決を行います。議案第 24 号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第 24 号令和 6 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 25 号 令和 6 年度塩尻市介護保険事業特別会計予算

○委員長 続きまして、議案第 25 号令和 6 年度塩尻市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。議案の説明を求めます。

○長寿課長 それでは、御説明いたします。予算書は 385 ページからになります。なお、予算説明資料は 16、17 ページにありますので併せて御覧ください。

それでは、第 1 条を御確認ください。歳入歳出予算の総額は、それぞれ 58 億 7,116 万 2,000 円になります。前年度対比で 99.7%、1,783 万 9,000 円の減額となります。

それでは、歳出から御説明いたします。予算書 403、404 ページ、1 款 1 項 1 目一般管理費、説明欄 1 つ目の白丸、介護保険事務諸経費は、介護保険の円滑な運営を図るため、関係機関とのネットワーク構築や事務等に係る費用になります。上から 11 個目の黒ポツ、印刷製本費が前年度より 33%増額としております。これは、第 9 期のいきいき長寿計画が策定できましたので、冊子の印刷に係るものです。

2 つ目の白丸、介護人材確保促進事業は、介護人材の不足に対応するための事業になりますが、補助事業の見直しを行う中で、県外からの入職者への助成を廃止しまして、下から 2 つ目の黒ポツ、研修助成金、現行行っております介護職員の初任者研修費の助成に加えまして、新たに介護福祉士の国家試験に、受験に必要な要件となります実務者研修の受講費の助成を始めたいと考えております。これは介護人材のキャリアアップのための支援を行いまして、意欲の維持や向上を図り、介護離職の抑制を狙うものです。また、次の黒ポツ、働き方改革応援補助金は、勤務体制の工夫や働き方改革を実施して、従業員にとって働きやすい環境の構築に取り組む事業者へ支援として新たに取り入れる補助事業です。

405、406 ページ、2 項 1 目認定調査等費の説明欄の白丸、認定調査費等諸費は、介護認定調査員 8 名によりまず訪問調査に係る費用になります。

407、408 ページ、2 款保険給付費につきましては、介護保険サービスに係る経費になります。過去 3 年間の介護保険サービス利用や給付費の動向、また、高齢者の人口の動向や介護報酬改定等を考慮しまして、利用料の伸びなどから算定をして、給付費全体では、前年度の当初予算から 1.23%の減、6,658 万円余の減額としております。その内訳となります 1 項介護サービス等諸費につきましては、こちらは要介護認定者のサービス利用に対する経費となります。2 目地域密着型介護サービス給付費は増額となっておりますけれども、1 目居宅介護サービス給付費と 3 目施設介護サービス給付費は、前年度当初の予算より減額としております。全体としては、前年度当初予算の 1.55%の減、7,590 万円余の減額になりますが、前年度の決算見込み額からは 2.3%の増に当たります 1 億 974 万 9,000 円の増額となっております。

409、410 ページ、2 項介護予防サービス等諸費は、1 目介護予防サービス給付費から 5 目介護予防サービス計

画給付費までは、要支援認定者のサービス利用に対します経費になります。こちら要支援者認定者の増加によりまして、サービス利用は増加傾向にあります。1目介護予防サービス給付費は前年度当初予算より減額としておりまして、全体では、前年度当初予算との比較で0.9%減、260万円の減額となっております。なお、前年度決算見込み額からは、6.2%に当たります1,667万9,000円の増額となっております。

411、412 ページ、6項特定入所者介護サービス等費は、低所得の施設利用者の食費や居住費に係る経費になります。13%ほど増額計上しております。

415、416 ページ、3款1項1目介護予防・日常生活支援サービス事業費、説明欄の1つ目の白丸、介護予防・日常生活支援サービス事業は、市が行う要支援事業対象者へのサービスの事業になります。前年度対比で、訪問型サービスは9.4%、通所型サービスで16.7%増となっております。

2目一般介護予防事業費、説明欄の白丸、一般介護予防事業、下から4つ目の黒ポツ、介護予防教室等委託料は、フレイルの予防や改善、介護予防、認知症予防のための各地区で実施します運動機能向上の教室等に対する経費となります。今回新たにeスポーツのコースを設けております。一番下の黒ポツ、地域介護予防活動支援事業補助金につきましては、新規の取組といたしまして、高齢者の介護予防事業を行っている住民団体に補助金を交付することで住民主体の活動を活発化させて、自立した高齢者を増加させることを目指すものです。

2項1目包括的支援事業費、417、418 ページの最初の白丸、包括的支援事業は、地域包括支援センターの運営に係る経費になります。説明欄の下から4つ目の黒ポツ、北部地域包括支援センター運營業務委託料は社会福祉法人恵和会に、その下の西部地域包括支援センター運營業務委託料は社会福祉協議会に対します委託料になります。

2つ目の白丸、地域包括ケアシステム推進事業、下から2つ目の黒ポツ、第2層生活支援コーディネーター委託料は、地域で住民の支え合いの仕組みづくりを担う人材としまして、新たに地域福祉推進員を兼ねた第2層生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に委託するものです。次の黒ポツ、口腔機能向上事業委託料は、高齢者の口腔管理指導の強化のために歯科衛生士を委託して行っているものですが、もともと一般介護予防事業であったところですが、在宅歯科診療の充実ですとか、訪問歯科健診のニーズに対応できる体制づくりとして多職種との連携を強化した取組をするという意味合いから、地域包括ケアシステム推進事業のほうに移行したものです。

419、420 ページ、2目任意事業費の4つ目の白丸、家庭介護支援事業の一番下の黒ポツ、家族介護用品助成費は、在宅の要介護者を介護する家族の経済的負担の軽減を図るために、在宅介護に必要な介護用品の支給を行う経費になります。

下から2つ目の白丸、配食サービス事業は、栄養改善が必要な65歳以上の世帯に対しまして、安否確認を兼ねて、弁当事業者による栄養バランスの取れた弁当を届ける事業ということで、現在は檜川地区、洗馬地区の一部が対象外となっておりますので、今回、試行的に障がい者就労支援事業所に弁当配達を委託いたしまして、事業の拡大について検討を進めるため、増額とさせていただきます。

一番下の白丸、認知症総合支援事業、最後の黒ポツ、認知症対策推進事業委託料は、社会福祉協議会に委託をしておりますやすらぎ支援員の派遣や認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座の経費になります。

425、426 ページ、5款1項1目介護予防支援事業費の説明欄の白丸、介護予防支援事業事務費は、中央地域包括支援センターによる要支援の方のケアマネジメントに係る費用になります。7つ目の黒ポツ、介護予防ケアプ

ラン作成委託料は、居宅介護支援事業所にプランの作成を委託する際の費用となります。前年度比 1.4%増ということで計上しております。歳出については以上です。

続いて歳入を御説明いたしますので、391、392 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は、65 歳以上の高齢者の保険料となります。基準月額を 5,450 円としております。

3 款 1 項国庫負担金と 2 項 1 目調整交付金から 3 目地域支援包括的支援事業及び任意事業交付金、393、394 ページ、4 款支払基金交付金、5 款県支出金につきましては、介護給付費総合事業費、包括的支援事業と任意事業に対する法定割合によるそれぞれの交付金等になります。

続いて 395、396 ページ、6 款 1 項 1 目介護給付費繰入金から 3 目地域支援包括的支援事業及び任意事業繰入金は、事業に対します国、県、支払基金から法定割合による負担額を除いた分を市の負担額といたしまして、一般会計から繰り入れるものです。

4 目保険料軽減繰入金は、低所得者への保険料軽減につきまして、国 2 分の 1、県 4 分の 1 の負担金が一般会計に交付されますので、市の負担分 4 分の 1 を加え繰り入れるものです。

続いて 397、398 ページ、6 款 2 項 1 目基金繰入金 6,741 万円余として計上させていただいております。

399、400 ページ、9 款 1 項 1 目介護予防居宅サービス収入は、中央地域包括支援センターで行っている要支援の方のプラン作成に対する報酬になります。私からの説明は以上です。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○**中村努委員** 408 ページの居宅介護サービス給付費ですけれど、今ニュース等で話題になっています訪問介護のマイナス改定というのが、大分介護事業所に影響があるというような報道がされていますけれど、それが本当に減額になっているのか、実際の介護事業者の皆さんの経営状況にどのような影響が出るのか教えてください。

○**長寿課長** 2024 年の報酬改定は、全体的には 1.59%のプラス改定となっておりますけれども、サービス種別ごとに報酬は改定が違っております。多くのサービスでは上がっているところなのですが、委員おっしゃったとおり、訪問系のサービスについては減額になっているところなんです。訪問介護等については、収支のバランス的に黒字になっているところから減額方向に改定されたということなのですが、減額はされているのですが、一方で、処遇改善ということで、加算がほかのサービス種別よりも手厚くされているということがありますので、その部分で補填をしていただくという形になるかと思えます。処遇改善加算というのは、事業所が取り組むかということに影響が出てきますので、そういったところでは、事業所の考え方というのは出てくるかと思えます。

国のほうでは黒字のバランスが取れていると見ている中でのマイナス改定だったということですが、市内の事業所が実際には黒字なのかどうかということについては、こちらでは把握ができていませんので、事業所に対します対応ということで、訪問に行く際に交通費に係る部分は、新たに市独自で補助ができるような形で事業者の支援をしていきたいと考えております。

○**中村努委員** それぞれの事業者の経営状況というのは特に把握ができないということで、影響が出ているかどうかとも分からないという理解ですか。

○**長寿課長** 今は経営状況がどうかということは把握できておりませんが、事業者連絡会等で、サービス種別ごとにグループワーク等で御意見を頂いたり、状況把握ができるかとは思っております。

○**中村努委員** 分かりました。

○**古畑秀夫委員** 今の関連ですけれど、聞くところによると、中小の訪問介護事業所が大変厳しいということで

聞いておりました、やめたところも幾つかあるということをお聞きしておりますので、ぜひ把握をして。特にこういう田舎だと、訪問介護の場合、遠いところへ行くには交通費、燃料代含めてたくさんかかってしまいますので、その辺の補助をしていただいているようですけど、少し把握をしていただいて、状況をつかんでいただきたいと思っております。事業所を含めて、幾つくらいあるかどうかについてお聞きしたいと思っております。

○長寿課長 訪問介護の事業所は今 15 施設あります。訪問介護の事業所の職員が集まって、介護の状況について話し合う機会は、定期的ではありませんけれども、機会を設けて計画をしていきたいと考えておりますので、その中で、先ほど申し上げましたように、意見をお聞きしたり、また事業所のほうからも何か提案等がありましたら御意見を頂いたりという形で把握をしていきたいと考えております。

○古畑秀夫委員 中小ではなかなか賃上げもできないということになると、さっき言った加算部分が加算されないような悪循環といいますか、そういうことも聞いておりますので、ぜひ把握していただいて、できる限り支援をしていただきたいと思います。要望です。

○委員長 お聞きしますが、医療・介護連携協議会というのがありますよね。こちらには、訪問介護事業所の代表の方かが常時来て発言されるという状況はありますか。

○長寿課長 市で行っております医療・介護連携協議会の中には、訪問介護の事業所から委員を1名お願いしておりまして、御意見を頂いたりすることはできますので、そちらのほうで御意見を頂くことはできます。

○委員長 どういう協議だとか意見をお聞きする場面があるかということで、そういう場をということだと思っておりますが、医療・介護連携協議会というのは大事な場面、市の施策に直結する場面だと思っておりますので、ぜひ、そこではしっかり実情を業界の皆さんからお聞きしていただく努力をしていただきたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

○長寿課長 事業に対します御意見ですとか、医療関係との連携で必要な取組の方法だとか、そういった部分を検討させていただいておりますので、多くの御意見はそこから頂けるかと思っております。

○委員長 よろしく願いいたします。ほかにありましたら。

○平間正治委員 420 ページをお願いします。下から2つ目の丸、配食サービスのことですが、改めてで恐縮ですが、この配食サービスを受けられる方の要件を教えてください。

○長寿課担当課長 配食サービスの利用対象となる方は、65 歳以上の高齢者世帯で栄養改善が必要な方、かつ住民税非課税世帯としております。

○平間正治委員 1食当たりの単価と、サービスを受ける方の負担金はどうなっていますか。

○長寿課担当課長 事業所で提供のお弁当の種類が幾つかありますので、そのお弁当に対して自己負担をしていただくのですが、市の補助につきましては、1食当たり、配達と見守りという部分で200円を補助しているところです。

○平間正治委員 では、500円のを頼めば、サービスを受ける方は300円を払えばいいということですか。

○長寿課担当課長 そのとおりです。

○平間正治委員 それと、檜川と洗馬の一部が今まで対象でなかったのを対象にするとお聞きしたのですが、それでいいのかということと、ここには何件くらい該当される方がいらっしゃるか。

○長寿課担当課長 全市的に配食サービスを提供するよう、事業所にはお願いしているところなのですが、事業所によっては配達範囲が、檜川地区などは配達できないとおっしゃる部分があるので、今回試行的に、その

地域に対しての配食をどのようにするかを検討しながら実施したいと考えているものです。検討している中では、それほど多くの数は申し出ている状況がなくて、配食サービスを檜川地区で提供してほしいと希望している方は、ケアマネージャーの調査結果でいきますと8件ほどと把握しております。

○平間正治委員 では、ここが配達可能になれば、市域全域は網羅できるという理解でよろしいですか。

○長寿課担当課長 委員おっしゃるとおり、今配達できない範囲について検討しているところですが、そこできると全市的に提供できる体制になると考えております。

○平間正治委員 洗馬の一部も含めてですか。

○長寿課担当課長 洗馬につきましては、上小曾部で配達ができない状況があります。そちらについても、試行的に行おうと思っている事業所とは検討の段階でもあるものですから、順次、検討を進めていきたいと思っています。

○平間正治委員 逆にいうと、檜川と洗馬の一部が残されていて、これが配達可能になれば、市域全域は網羅できるという理解でよろしいですか。

○長寿課担当課長 そのとおりです。

○委員長 関連でお聞きします。檜川の場合、4グループがボランティアで配食サービスをやっておりまして、それぞれ毎週担当してやっているわけですが、この配食サービスとは全然異なるということよろしいですか。

○長寿課担当課長 今おっしゃっていただいた配食サービスは、地域のボランティアのグループが提供しているものであります。今回の予算の中で説明した配食サービスについては、事業所のお弁当を希望する方にお届けするというところで検討しているものです。

○委員長 配食サービスが必要な方というのは、地域の福祉委員とかで連絡を取り合って、かなり名簿もしっかりして件数もあります。私もお手伝いしたこともあるのですが、その配食サービスとは全然別に、今言う事業所というのは、どこのどういう事業所がそのことをやっていただけることになっているのですか。

○長寿課担当課長 現在検討している方法につきましては、民間で作ってくださるところのお弁当を、障害福祉サービスを提供している事業所にお届けいただくという方法ができないかを検討しているところです。委員がおっしゃった地区のボランティアの配食サービスの提供を受ける方と、市で行っている配食サービスを御利用したいと希望される方が重複する場合もあるでしょうし、別の場合もあるだろうと思います。

○委員長 市のほうで対象になる方をもう一度、どのような方かお願いできますか。先ほどの平間委員の質問なのですが、それと地域のボランティアが行っている配食サービスとが整合する場面というのではないのでしょうか。

○長寿課担当課長 今の御質問については、ボランティアで提供している配食サービスと市で提供している配食サービスの対象者についてお答えすればいいということよろしいですか。

○委員長 はい。

○長寿課担当課長 地域で行われているボランティアでの配食については、地域の条件があると考えております。市の配食サービスにつきましては、先ほどの平間委員に御説明したとおりの条件で提供するというところで考えております。

○委員長 檜川の場合は、75歳以上で独居または老老介護の老人世帯という、たしかそういうくくりがあって、それを福祉委員が把握して、御本人の意向を聞いて、毎月4グループが1週間、月に1回ずつ担当してやっているという形であります。ですから、先ほどの非課税世帯の部分とは多分違ってまいりますので、ぜひ連携を取って

ただいて。一方で、ボランティアのほうでは資金が足りなくなったり、そういう話等もありますので、両方が続いていけるような形を、市のほうで目配せをしていただければありがたいと思います。対象が違っているというお話ですので、これは違ったところへ行っていると。どちらも必要な仕組みだと思いますので、そんな配慮をいただけたらと、要望にさせていただきます。

ほかにありますか。

○中村努委員 416 ページの介護予防事業の中の説明があった新規事業の地域介護予防活動支援事業補助金ですが、住民団体の皆さんが企画して行うということですが、どういった方がどういった内容を企画した場合にこの補助金は使えるでしょうか。

○長寿課長 グループで運動や、集まってコミュニケーションを取るという活動をしている団体、市に住んでいる方が代表になっているグループで、65歳以上の市民が5人以上含まれている団体で活動をしているところ。1か月に1回以上、定期的な開催をしていたり、市や社会福祉協議会から、その活動に対する補助金を受けていない団体を対象にしております。事業としましては、健康体操ですとかウォーキングやヨガなど、運動に特化したような、運動機能の向上を目的とするような活動をしている団体に対しまして補助を行っていくものです。補助の対象としましては、会場の使用料ですとか講師謝礼等の経費に使っていただければいいかと考えております。月2回以上行っている団体には12万円、月1回の活動を行っているところには6万円の補助を提供しようと考えております。

○中村努委員 多分今までそういうモデルケースになっているようなところがあって、新規事業として始めると思うのですが、そのモデルケース、どういった人たちがどんなことをやっているか、具体的に教えてください。

○長寿課長 今塩尻市で行っておりますいきいき貯筋倶楽部の運動教室があるのですが、そこから卒業した方たちがグループをつくって運動したりということを行っています。

先ほどの金額を訂正させていただきたいと思います。月2回以上の活動をしている団体は10万円になります。活動が月1回ですと、5万円が上限となっております。

○中村努委員 分かりました。続けて、420 ページの家族介護支援事業の徘徊探索委託料ですが、これは靴の中の探索機のことでしょうか。

○長寿課担当課長 徘徊の探索機器につきましては、これまでは、探索機器をポケットとかかばんとかに入れていただく携帯用の小さな機器を所有していただき、外出先を確認していただくというものを行っていましたが、令和3年10月から、靴の底にそういう探索機器を入れたものを御利用いただくという方法を開始しておりまして、2種類のうちどちらかを選んでいただいている状況です。

○中村努委員 本年度の利用実績とか効果について、どのように評価されていますか。

○長寿課担当課長 今年度、まだ年度の区切りではありませんけれども、令和5年度の利用状況でいきますと、携帯型の探索機器を御利用になっている方が7名、靴型の探索機器を御利用になっている方が12名です。利用状況につきましては、それぞれ探索機器を使って、現在どこにいらっしゃるかということを確認している御家族もいらっしゃいますし、特にお使いでない方もいらっしゃいます。利用状況としたら、お亡くなりになったり、施設入所されたりすると返却をしていただくというような形を取っております。

○中村努委員 そうすると、使っている方には有効的に使われていて、効果があるので来年度も続けていくとい

う評価をしているということでしょうか。

○長寿課担当課長 委員のおっしゃるとおり、効果があると考えております。

○中村努委員 いいです。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○長寿課長 先ほどの訪問介護の事業所の数につきまして訂正をさせていただきたいと思っております。先ほど、15施設とお伝えしましたが、訪問介護の施設、他市の部分も含めておりましたので、市内の事業所は12事業所になりますので、訂正をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

なければ、質疑を終了したいと思います。自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第25号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第25号令和6年度塩尻市介護保険事業特別会計予算は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

休憩を取りたいと思っております。11時5分再開をお願いいたします。

午前10時54分 休憩

午前11時03分 再開

○委員長 休憩を解いて再開をいたします。

議案第26号 令和6年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計予算

○委員長 議案第26号、令和6年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計予算を議題といたします。議案の説明を求めます。

○健康づくり課長 それでは、議案第26号令和6年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計予算について説明いたします。予算書434ページ、予算説明資料は20ページをお願いします。歳入歳出予算の総額は、それぞれ2,451万1,000円となりまして、前年度比81.7%、金額で548万5,000円の減となっております。榑川診療所につきましては、令和6年度は、新たに松本市立病院に診療業務を委託しまして、診療日は毎週月曜日と水曜日の午前中とし、診療科目として外科と内科を標榜し診療所の運営をまいります。

最初に、歳出から説明をいたします。444、445ページ、1款総務費1項1目一般管理費、説明欄白丸、一般管理事務費1,008万1,000円につきましては、診療所施設の管理運営に係る経常的な経費等となります。この中で下から2つ目の黒ポツ、医療機器使用料では、コロナ禍で新たに超音波診断装置を導入しまして、診療内容の充実を図ってまいります。

446、447ページ、2款医業費1項1目医業事業費、説明欄白丸、医業事業事務費1,373万円5,000円は、診療

に係る経費で、1つ目の黒ポツの診療業務委託料1,324万円が主なものです。この委託料の内容ですが、医師、看護師等医療スタッフの person 費と、交通費、医療消耗品費、医薬材料費等となっております。

448、449 ページ、3 款公債費 1 項公債費 1 目元金及び 2 目利子につきましては、これまでに借り入れた診療所関係の起債の元金及び利子の償還金になります。なお、令和 6 年度末の起債残高は 103 万 6,000 円の見込みとなっております。

440、441 ページ、歳入になりますが、1 款診療収入 1 項外来収入 1 目国民健康保険診療収入、説明欄の黒ポツ、国民健康保険診療報酬収入 24 万円。以下、各保険者からの診療収入や一部負担金収入等となります。

2 款使用料及び手数料 1 項 1 目手数料、説明欄の黒ポツ、診断書作成料 4 万 4,000 円となっております。

442、443 ページ、3 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金、説明欄黒ポツ、一般会計繰入金が 2,179 万円です。説明は以上です。

○**委員長** それでは、質疑を行います。ありませんか。

それでは、私からお聞きをさせていただきます。まず、今説明の中にありました 445 ページの下から 2 つ目、医療機器使用料。超音波診断装置が新しく入るといふ御説明だったと思います。これについては、今まではなくて、稼働しなかったという理解でよろしいですか。

○**健康づくり課長** これまで、前の診療業務委託していたところでは使用しなかったものですから、今度新たに導入したということです。松本市立病院で、診療内容を充実するために入れてほしいという話がありまして入れたものです。

○**委員長** だとすると、これは松本歯科大学病院時代の頃から要望されていたということではなく、新たに、今度委託する先と協議の上、これが必要だということによろしいですか。

○**健康づくり課長** そのとおりです。

○**委員長** その機器に関して幾つかお聞きしたいのですが、今あそこの備品で有しているもので、医療機器、使っているもの、ここに使用料がありますので幾つかあると思うのですが、何があるかを教えていただけますか。

○**健康づくり課長** まず滅菌器、自動血球計数装置、心電図検査装置、CPAP という睡眠時の無呼吸症候群の治療のための装置、それから超音波診断装置ということになっております。

○**委員長** レントゲン、X 線装置は今使える状況ではありませんか。

○**健康づくり課長** 使える状態で今利用しております。

○**委員長** X 線は、この使用料という今の答弁の中に入っていますか。

○**健康づくり課長** X 線は市の備品となっております。リースではなくて。

○**委員長** そういうことですか。起債で買って備品になっているということですか。使える機器の中で、診療に必ず必要と思われるものというのは幾つか、言い出せば切りがないのですが、最低、レントゲンと超音波診断装置が今度入ることなので一安心というか。あと心電計、それに血球計だとか、ないと検査にならない。そういう最低のものが、今どのぐらいあるかということをお聞きしたかったわけです。今度は、新たに松本市立病院とのお話の中で、そういった今までなかったものについては話合いが進んでいて、取りあえずは超音波診断装置が必ずいるという話で予算化をしていただいたという経過でよろしいですか。

○**健康づくり課長** おっしゃるとおり、松本市立病院と協議する中で必要なものをそろえたということです。

○**委員長** 分かりました。あと 1 点、国保診療所でありますのでお聞きするのですが、長野県に国保直診医師会

という組織があって、ほとんどの診療所、特に国保を標榜しているところはみんな加入をしていますけれども、今まで檜川診療所については名簿にないわけです。県のホームページがあるのですが、塩尻市のみ抜けているとか。例えば松本の場合は、松本市立病院が加入していますし、奈川の国保診療所は別に加入をしている。あるいは木曾町はひよし診療所、あるいはみたけ診療所、それが個々に加入しています、王滝もそう、生坂もそう、大町も八坂診療所と大町市民病院が加入している。そうやって横の連携のある組織にみんな入っているわけですが、塩尻の場合はもともと入っていないという理解でよろしいですか。

○健康づくり課長 今のところ、そういった組織には加入はしていません。

○委員長 横の連携とか、同じ条件だとか課題だとか、こういったものを連携することはとても大事な気がします。特に僻地医療に関しては、やはり同様の課題を皆さん有していますので、横の連携で、とても参考になる話がお互いにあるのではないかと思います。ですから、ぜひ、こういうところに加入をして、情報の行き来をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○健康づくり課長 確かに御指摘のとおり、横の連携とか情報交換は大事だと思いますので、加入につきましては今後検討させていただきたいと思います。

○委員長 お願いいたします。あと2月8日に説明をいただいた議員全員協議会で、基本的には、そのときに説明いただいたものが今回予算化されているということによろしいですよ。その中で、1点確認させていただきます。診療収入が、一般質問のときにもお聞きしたのですが、1日から2日になった。これは、すごい進歩だと思います。ということの中で、予算がどうなっているか見ると、診療収入は増えていない。前年度に比べて減っています。そうは言っても、日数を増やしてほしい。それはとりもなおさず、利用者、患者を増やしていくために必要だと。そういう課題は有していただいているはずなので、2日に増えれば、患者が増えていくという理屈でないとおかしいと思います。ですが、基本的に診療収入が増えていかない。これはどのような見通しを持っておられるか伺います。

○健康づくり課長 診療収入につきましては、正直言って、まだ読めない部分があるものですから、取りあえず当初予算の段階では、これまでの実績、前年度、今年度の実績を基に予算計上をさせていただきました。当然、御指摘のとおり、診療日数が増えますし、また診療科目も拡大します。それから、今まで成人だけが診療対象だったのですが、保育園児以上の子どもも診療できるということでありまして、診療収入が上がると期待しておりまして、状況を見まして、上方修正ではないですけど、補正等で増額したいと考えております。

○委員長 分かりました。あと、もう1点。スタッフの中で、医師1名、看護師1名は市立病院から送っていただくと。医療事務職員1名というのは、医療事務を計算する事務職員が1名ということによろしいですか。

○健康づくり課長 医療事務を担当する職員が1名ということです。

○委員長 それ以外に、事務担当職員（保健師）とあります。この保健師が行う業務は、質問のときにお聞きしたのは、2日、月曜日と水曜日の開業している時間のみ、この業務に当たるというようにおっしゃいましたけれども、保健師が行う業務というのは、来られた患者と健康相談だとか、そういう業務を行うと。事務職員というようになっていますが、行う業務はそういうことによろしいですか。

○健康づくり課長 保健師につきましては、月曜日、水曜日の診療日、診療所に行ってくださいまして、診療の事務に関わる仕事の補助、それと保健指導、保健相談に応じていくということで対応していくということです。

○委員長 分かりました。それと、最後にもう1点。このことを、地域への説明は今後どのようにされる予定で

おられますか。

○健康づくり課長 まず地区の区長会に行きまして、説明をさせていただきました。それから、これから始まる檜川地区の地域振興協議会に伺って説明をしたいと思います。それから、予算が議決されたら、直ちに診療所だよりを、全戸を対象に発行して周知していきたいと考えております。

○委員長 区長方は、今までの接点があったとお聞きしていますが、どのようなことをおっしゃっていたのか、いないのか。言える範囲で結構ですが。

○健康づくり課長 区長方には、来年度以降の診療体制が変わる予定であるということを説明させていただきました。その中で、区長は、それはありがたいことだとおっしゃっていただきました。

○委員長 実は今日、地区の区長会をやっていますので、ぜひ協議会の中では話があるだろうという話だけ、私もさせていただきましたけれども、地区への説明、それで理解を得るという努力がとても大事だと思いますので、これは本当にやっていただきたいと思います。要望にさせていただきます。

では、ほかにありましたら。

なければ、質疑を終了いたします。自由討論を行います。ありませんか。

○小澤彰一委員 診療所につきましては、昨年の予算決算常任委員会の中で職員に対して要求を出すだけでなく、地元議員としても努力をしろとお叱りを受けました。実際私も、自分自身も通院している医療機関を診療所に変え、診療数を少しでも伸ばそうと努力をしてきたところです。署名を集めた仲間にもそういう働きかけをして、できる限り診療所に戻ってくるようにと訴えがけもいたしました。しかし、一旦かかりつけ医を変えた場合、元の診療所に戻ることは極めて困難だということを、実際身をもって体験いたしました。今後も増える見込みがないということで、予算の診療数、患者数、本当にこれ以上伸びるかどうかと私も不安を抱えているところです。

ただ、2日間に延ばしていただいたのは、担当の健康づくり課の課長以下、課員の皆さんの御努力だったと思いますし、今後もぜひ継続していただきたいと思うわけです。

実際には、まだ足がある方、つまり移動手段を自前で確保できる方については、家族や自分自身がですけど、市外の医療機関を利用すればいいわけですが、今後免許の返納だとか、あるいは認知症が進んで、あるいは家族がいなくなって独り暮らしになった場合に、診療所すら通えなくなってくる。あるいは、まして市街地の大きな病院に通うこともできなくなってくる。こうした人たちのために慢性期医療の医療機関が絶対必要だと私は考えております。

すぐ近くには義務教育学校があり、そして義務教育学校を目指して移住などを考えている方も家庭もあるというように聞いております。インバウンドで外国の方々が来て急に病気になった際に、医療機関が近くになれば大変不安を感じる。そういう中で、ぜひ、どんな簡便な形でも構わないので、診療所継続のために御理解をいただきたいと。

今後、足の確保と同時に、松本市立病院のオンライン診療なども加えて、ぜひ診療日数も増やしていきながら、たとえ3人でも5人でも、人の命を守ることでありますから、ぜひ継続のために御理解いただきたいと思います。大変な高額な予算をこの診療所のために使っているということでお叱りを受けていますけれども、これは人の命に関わることなので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○委員長 ほかにありますか。

私からも意見を、要望も含めて申し上げたいと思います。今、小澤委員のほうからあった話は、それはそのとおりなのですが、一方で、先日も一般会計のところで述べましたけれども、収支を改善していく努力が必要だと思えます。全市民の皆さんに理解を得て、高額な費用をここに充当していただくためには、収支を改善していく努力が絶対必要だと。だとすると、診療収入が増えない限りは構造的に無理です。診療収入を増やすためには何をするか。物理的に患者が増えないと収入は増えていきません。まず日数が増えないと、診療日数、時間、こういった部分が増えないと、物理的に診療収入が増える形になりません。

ですから、私は、ただ地域に残していただきたい、そういう言葉でこれを語りたくないし、さすれば何をすべきかというところからすると、私は診療収入を増やして、赤字幅を縮めていく。できれば松本市立病院がやったみたいに経営改善をして、黒に持っていくという努力、私はできるのではないかと思います。今までやってきた実績を見ますと、患者はいます。小澤委員のお話のように、戻ってきにくい状況がずっとあるので戻ってこられないだけであつて。皆さん、市内の医者に通う、あるいは松本市も含めて遠くまで通う、これは何とかしてほしい、そういう声が本当に満ち満ちておりますので、患者さんはいます。ですから、診療収入を増やすということは、私はやり方によっては可能だと。ですから、これをぜひ突き詰めていただきたい。

これが委託方式でできるのだとすると、やはり委託者には2日を3日にしていただく、あるいは4日、5日、お願いしたいという話をぜひ進めていただきたい。委託料はもちろん増えるのですが、バランスをする診療収入が増えていく仕組みですので、何をすればそこが増えていくのかという努力をぜひしていただきたいと思えます。

ここまで来れば、この予算に反対するということでもない。だとすると、市立病院に対してしっかり要求もしていただき、受託者が、それだったら日数を増やすか、スタッフを増やすかといったことになりますので、そういったデータも含めて、努力をぜひしていただきたいと思えます。ここに及んではそういうお願いをするしかありませんので、私の意見も含めて、切にお願いをしたいと思えます。以上です。

○委員長 ほかにありましたら。

なければ、自由討論を終結いたします。議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第26号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第26号令和6年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計予算は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第27号 令和6年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算

○委員長 続きまして、議案第27号令和6年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。議案の説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第27号について説明をいたします。予算書の452ページをお願いいたします。なお、予算説明資料11ページに記載がありますので併せて御覧ください。第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ10億5,742万9,000円で、予算説明資料の11ページの歳入合計欄に記載のとおり、対前年度比プラス15%となる1億3,800万円余の増としております。これにつきましては、団塊の世代が後期高齢に移行し

てきていることに伴い、被保険者数の増加による増額分が主なものとなります。

それでは、歳出から主なものについてのみ説明をいたします。464、465 ページ、2 款 1 項 1 目広域連合納付金は、徴収した保険料と一般会計から繰り入れる保険料軽減相当額を長野県後期高齢者医療広域連合へ納付するもので、広域連合の試算額で総額 10 億 4,353 万円とされているところです。

次に、歳入を説明いたします。458、459 ページ、1 款後期高齢者医療保険料は、1 目の年金天引きによる徴収方法による特別徴収保険料と 2 目の納付書等による普通徴収保険料を合わせた総額で、長野県後期高齢者医療広域連合の試算により 8 億 3,950 万円としております。

3 款 1 項の一般会計繰入金は、事務諸経費と低所得者等の保険料軽減相当額である保険基盤安定繰入金の繰入金で、保険基盤安定繰入金は、歳出の広域連合納付金で説明させていただいたとおり、全額を広域連合へ納付いたします。後期高齢者医療事業特別会計の説明は以上となります。

○委員長 それでは、質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 なければ、質疑を終了いたします。自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 27 号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第 27 号令和 6 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算案は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 28 号 令和 6 年度塩尻市水道事業会計予算

○委員長 続いて、議案第 28 号令和 6 年度塩尻市水道事業会計予算を議題といたします。議案の説明を求めます。

○上水道課長 それでは、別冊令和 6 年度水道事業会計予算書 1 ページをお願いします。なお、前年度対比につきましては、予算（案）説明資料 2 ページを併せて御覧ください。議案第 28 号令和 6 年度塩尻市水道事業会計予算、第 2 条、業務の予定量は、（1）給水件数 3 万 5,700 件で、前年度対比 200 件の増。（2）年間総給水量 669 万 3,000 立方メートルで、前年度対比 16 万立方メートルの減。（3）一日平均給水量は、1 万 9,159 立方メートルを予定しております。（4）主要な建設改良事業につきましては、配水施設整備事業 2 億 2,600 万円、上西条浄水場再構築事業 3 億 2,110 万円を予定しております。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、収入、水道事業収益を 18 億 2,474 万 3,000 円、支出、水道事業費用を 16 億 129 万 1,000 円とするものです。

第 4 条、資本的収入及び支出の予定額は、2 ページ、収入、資本的収入を 5 億 5,426 万 3,000 円、支出、資本的支出を 12 億 7,281 万 3,000 円とするものです。1 ページ、4 条本文中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7 億 1,855 万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補

填するものとしております。

2 ページ、第 5 条、企業債は、限度額を 4 億 7,470 万円とし償還の方法等を定めるものです。

続きまして 3 ページ、第 8 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、(1) 職員給与費 1 億 4,707 万 8,000 円とするものです。

第 9 条、他会計からの補助金は、一般会計から補助を受けるもので、(1) 消火栓用水一般会計繰入金につきましては、水道水を消防活動や訓練などの用水として使用するために要する経費です。また (2) から (5) は、市の施策による建設改良工事に関する企業債元利償還金に充てるための補助金となります。

第 10 条、棚卸資産購入限度額は 2,437 万 5,000 円と定めるもので、水道メーターや給水施設の補修用材料等の棚卸資産を購入する限度額となっております。

14、15 ページ、債務負担行為に関する調書です。表中、事項の 1 つ目、水道料金等徴収業務委託につきましては、5 年間の業務委託契約を結び、料金徴収の事務手続のほか、検針業務、また、お客様センターの運営を行っております。

事項 2 つ目、上西条浄水場再構築事業につきましては、令和 5 年度から令和 7 年度までの間に実施する事業の第 1 期工事、主に管理棟の更新工事及び中央監視設備更新工事に関する工事費の債務負担行為となります。

続きまして 25 ページ、予算説明明細書の説明となります。主なものについて説明をいたします。収益的収入及び支出、収入、1 款水道事業収益 1 項 1 目給水収益 14 億 8,990 万円は、前年度対比 890 万円、0.6%の減となります。水道料金は、給水人口の減少、また、節水型機器の普及などによる住民のライフスタイルの変化等によりまして、有収水量が減少傾向であるため減額となっております。

3 目その他営業収益 3 節他会計負担金は、主に水道事業会計で一括して行っております料金等の徴収に係る業務費につきましては、下水道使用料等の徴収に要した費用に対する下水道会計からの負担金となります。

4 節施設負担金は、水道を利用する目的で給水装置を新設または口径変更による改造を行う際に徴収をさせていただき負担金となっております。

続きまして 26 ページ、2 項営業外収益の主な収入につきましては、一般会計からの繰入金となります。

3 目 1 節資本費繰入金収益 574 万 6,000 円と次の 4 目 1 節他会計補助金 2,099 万 6,000 円は、企業債元金及び利子に伴う償還金や水道を公共の消防活動などで使用する際の経費に対する一般会計からの繰入金となっております。

6 目 1 節長期前受金戻入 1 億 8,615 万 6,000 円は、過年度において建設改良工事の財源として受けた負担金及び補助金につきましては、令和 5 年度の減価償却に見合う分を収益化するものです。

続きまして 28 ページ、支出、1 款水道事業費用 1 項 1 目原水及び浄水費につきましては、水源地や浄水場、送水ポンプ等の維持管理に要する経費となっております。うち 20 節委託料、1 つ目の黒ポツ、水質検査委託料 2,243 万 6,000 円は、水道法に基づきまして水質管理上必要な検査項目の定期的な検査を委託するものです。下から 5 つ目の黒ポツ、浄水場汚泥処分委託料 1,287 万円は、浄水過程で発生する汚泥の搬出、運搬、処分を行うための委託料となっております。

続きまして 29 ページ、23 節修繕費は、主に浄水場や配水池、ポンプ室等における修繕費となっております。

38 節、受水費は、主に長野県企業局松塩水道用水からの受水費となっております。

次に、2 目配水及び給水費につきましては、配水管や配水に係る設備、また、給水装置に附属する設備などの

維持管理に要する費用となっております。

30 ページ、20 節委託料、上から 3 つ目の黒ポツ、漏水調査委託料は、配水管等の漏水箇所の発見、解消を目的といたしまして、継続的に実施している漏水調査業務を委託するものです。下から 2 つ目の黒ポツ、給排水設備受付検査委託料は、給水設備の新設、改造等に関する窓口、受付業務及び検査業務を委託するものです。一番下の黒ポツ、水道ビジョンフォローアップ委託料につきましては、将来への持続的な水道水の供給体制を確保するために、10 年間の方向性を示す第 2 期水道ビジョンを令和 2 年度に策定しておりますが、令和 6 年度には策定から 5 年目を迎えることから、このたび中間フォローアップを行いまして、社会情勢や市民生活の変化に順応した計画の見直しを行うものです。

23 節修繕費は、給水装置や給配水管の漏水等に伴う修繕を行うための費用となっております。

3 目受託工事費は、下水道事業関連で実施する水道管の切り回し工事のうち、給水管の布設替えに要する工事費となっております。

4 目業務費は、水道料金や下水道使用料等の徴収業務や検針用メーターの維持管理に要する経費となっております。

31 ページ、20 節委託料、1 つ目の黒ポツ、水道料金等徴収業務委託料 1 億 1,812 万円は、債務負担行為に関する費用で、料金徴収の事務手続のほか、検針業務やお客センターの運営について民間委託しているもので、5 年契約の 3 年目となります。下から 2 つ目の黒ポツ、検定有効期間満了メーター取替委託料は、計量法の規定に基づきまして、有効期間の 8 年間を経過する水道メーターの取替業務を委託するものです。

32 ページ、5 目総係費は、水道事業全般に係る事務的経費となっております。

続きまして 36 ページ、資本金収入及び支出、収入、1 款資本金収入 1 項 1 目企業債は 4 億 7,470 万円で、前年度対比で 1 億 9,850 万円の増となります。増額は、主に上西条浄水場再構築事業に充てるための財源となります。

3 項 1 目他会計負担金は、一般会計からの受託により実施する消火栓新設、更新工事及び配水管切り回し工事に関する負担金となっております。

2 目建設工事負担金は、下水道事業関連で実施する配水管切り回し工事に関する負担金となります。

37 ページ、支出、1 款資本金支出 1 項 2 目配水施設費 26 節工事請負費の配水施設整備事業は、予算（案）説明資料 1 ページの予算重点施策と併せて御覧ください。配水管改良工事につきましては、老朽管の改良に加えまして、アセットマネジメントに基づく主要管路において改良工事を実施するものです。令和 6 年度に改良する管路延長につきましては、1,810 メートルを予定しております。

3 目浄水施設費、38 ページ、20 節委託料と 26 節工事請負費の上西条浄水場再構築事業は、予算（案）説明資料 1 ページの予算重点施策、下の段を併せて御覧ください。26 節工事請負費の 1 つ目の黒ポツ、上西条浄水場再構築事業につきましては、債務負担行為により、令和 5 年度から令和 7 年度にかけて第 1 期工事として行う管理棟更新工事及び中央監視設備更新工事に伴う出来高払い分となっております。2 つ目の黒ポツ、浄水施設整備事業は、市内の各浄水場や配水池にある耐用年数の経過した送水ポンプ及び電動弁等の機械、電気設備の更新と工事を行うものです。

4 目受託建設費 26 節工事請負費は、一般会計から受託する消火栓の新設、更新工事 12 基分と他会計で実施する工事に伴う配水管切り回し工事などを実施するものです。水道事業会計予算の説明は以上となります。御審議

のほど、よろしくお願ひいたします。

○**委員長** それでは、質疑に入ります。委員から質問をどうぞ。ありませんか。

○**小澤彰一委員** 上西条の浄水場、今、床尾で中央管理というのですか、中央監視設備があると思うのですが、これが移設するに当たって、何か新しい設備というのですか、どのような設備が増改築されるのか教えてください。

○**上水道課長** 上西条浄水場が今度新しく管理棟を更新いたしますので、そこに、今現在、床尾にある中央監視設備を移管するという形になります。床尾の設備もかなり古くなっておりますので新しくするのですが、今までオンプレミスでやっていたものにつきまして、これからクラウドを活用して、タブレットとかスマホ等でも確認できるように。今までは、テレメーター等で確認して、宿直から連絡を受けるというような形を取っていましたが、これからは自宅にいて、クラウドを利用して状況が把握できるような装置にしてあります。また、いずれ最終的には遠隔操作という形で、現地に行かなくても操作ができる方法を考えております。それにはクラウドだと弱いものですから、オンプレミスもそのまま残す形で、浄水場に関しましてはオンプレミスで、各配水池につきましてはクラウドといったような形のハイブリッド式の中央監視設備をこのたび導入する予定でおります。

○**小澤彰一委員** 結構です。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありませんか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、質疑を終了いたします。自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第 28 号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 御異議なしと認め、議案第 28 号令和 6 年度塩尻市水道事業会計予算は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 29 号 令和 6 年度塩尻市下水道事業会計予算

○**委員長** 続きまして、議案第 29 号令和 6 年度塩尻市下水道事業会計予算を議題といたします。議案の説明を求めます。

○**下水道課長** では、令和 6 年度下水道事業会計予算について説明いたします。予算書については 40 ページからとなります。説明につきましては、水道事業会計と同様となる部分については省略します。

初めに、会計の一本化について説明いたします。下水道事業に関しましては平成 17 年度から、農業集落排水事業に関しましては平成 18 年度から地方公営企業法を全部適用し、それぞれ独立した会計処理を行ってまいりました。農集統合が進み、農業集落排水事業会計の規模が縮小する中で、独立した農集排水会計を継続することは非効率であると判断し、令和 6 年度からは農業集落排水事業会計を下水道事業会計へ一本化した予算案となっております。なお、会計統合後も、下水道事業と農集排水事業は経理上明確に区分し、報告セグメントについては、従来の公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業に農業集落排水事業と小規模集合排水処理事業を加えた 4 つ

のセグメントとします。特別会計を公営企業会計へ移行する場合は、打ち切り決算など、特別な事務が必要となりますが、今回は類似の公営企業の一本化であるため、令和5年度予算に関しましては、5月末までに下水道会計、農集排会計ごとに決算処理を行い、9月議会でそれぞれの決算を御審議いただく、例年どおりの事務を行ってまいります。

予算案の説明に入ります。予算書40ページ、第2条、業務の予定量(1)排水件数は2万8,500件で、前年度比1,400件の増。(2)年間総排水量は、805万7,000立方メートル。前年度対比9万8,000立方メートルの増。(3)一日平均排水量は、2万2,074立方メートルの予定です。(4)主要な建設改良事業は、雨水幹線整備事業1,500万円、下水道ストックマネジメント事業7億1,443万8,000円、農業集落排水統合事業1億8,167万6,000円の予定です。

第3条、収益的収入及び支出の予定額。収入は下水道事業収益用を32億488万3,000円、支出は下水道事業費用を29億8,552万2,000円とするものです。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、41ページ、収入は資本的収入を18億6,390万5,000円、支出は資本的支出を30億6,245万5,000円とするものです。40ページ、第4条の本文中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び繰越利益剰余金処分額で補填するものとします。

41ページ、第5条、企業債。表中記載の限度額は10億4,850万円と定めます。

42ページ、第9条、利益剰余金の処分。第4条、本文括弧書きの補填財源に充てる必要があるため、繰越利益剰余金のうち6,155万9,000円を、(1)のとおり減債積立金に処分するものと定めるものです。

53、54ページは、債務負担行為に関する調書です。令和6年度分の支払義務発生予定額は、収益的支出の浄化センター費と資本的支出の処理場建設費に計上しております。

43ページから予算説明書となります。66ページ、予算説明明細書です。明細につきまして、主なものについて説明します。まず収益的収入及び支出のうち収益的収入、1款下水道事業収益1項営業収益1目1節下水道使用料は、全体で16億8,820万円とし、対前年度比6,000万円の増額です。こちらにつきましては、令和5年度末に統合します小曾部分も含めました農業集落排水事業からの移行分に当たります。

2目1節他会計負担金6億8,330万6,000円は、総務省繰出基準による一般会計繰入金です。

68ページ、収益的支出です。1款下水道事業費用1項営業費用のうち1目下水道管渠費1億706万3,000円は、管渠、マンホールポンプ場の維持管理に要する費用です。

69ページ、2目浄化センター費6億8,692万8,000円は、浄化センターの維持管理費用となります。初めに、20節委託料4億3,202万9,000円のうち、主なものですが、4つ目の黒ポツ、包括的維持管理業務委託料は、浄化センターを24時間体制で運転管理するための委託料ですが、令和6年度からにつきましては、運転管理に加え、薬品購入、小破修繕、設備点検等の業務を1つの契約でパッケージ化した包括的民間委託とし、令和6年度から3年間、債務負担行為により実施します。その下の黒ポツ、脱水ケーキ収集運搬処理委託料は、浄化センターから発生する脱水汚泥を5か所の処分先へ運搬処分するための委託料で、令和6年度は5,600トンの処分を見込んでおります。70ページ、一番上の黒ポツ、脱炭素化導入可能性調査委託料は、本市が昨年11月にゼロカーボンシティ宣言を表明したことに併せ、浄化センターにおいて導入可能な脱炭素の取組を検討するものです。28節の動力費ですが、令和6年度からはCO₂フリー電力の導入を予定しております。

3目小野水処理場費 3,021万8,000円は、特定環境保全公共下水道小野処理区の汚水を辰野町の小野水処理センターでの処理及び共通管路の維持管理を行うための委託料です。

4目檜川処理場費 4,197万9,000円は、檜川浄化センターの維持管理費用となります。

71ページ、会計の一本化に伴い農集排宗賀南部、東山、勝弦、贅川地区及び小規模集合排水処理若神子の5地区の維持管理を行うため、5目農業集落排水管渠費において農集排管区に関する維持管理費を、6目農業集落排水処理場費において農集排処理場に関する維持管理費を計上しています。

72ページ、10目業務費 8,722万8,000円は、下水道使用料の徴収業務に要した費用を負担金として水道事業会計に支払うものです。

11目総係費 6,666万9,000円は、下水道事業全般に係る事務的経費となります。このうち73ページ、20節委託料の3つ目の黒ポツ、第2期下水道ビジョン、経営戦略改定委託料は、長期的な財政収支見通しの下、令和8年度から10年間の下水道事業の基本方針、施策、財政計画を示す計画策定のための委託料となります。

76ページ、資本的収入及び支出です。初めに、資本的収入、1款資本的収入は支出に充てる財源で、主なものは企業債10億4,850万円、他会計負担金3億6,169万円余、国庫補助金4億4,936万円余です。

77ページ、資本的支出をお願いします。1項建設改良費は、予算重点施策で位置づけている事業を中心に説明します。予算(案)説明資料6ページも併せて御覧ください。初めに、雨水幹線整備事業について、こちら国道19号九里巾交差点において、雨水管渠を国道横断して高原通りまでに布設するための実施設計委託料として、1目公共下水道事業管路施設費の工事請負費、20節委託料において1,500万円計上しております。

次に、ストックマネジメント事業において、管路及び処理場老朽化対策の事業として総額7億1,443万8,000円の事業となります。主な内訳は、77ページの1目公共下水道事業管路施設費及び78ページの3目特定環境保全公共下水道事業管路施設費において、管路調査を合計25キロメートル、修繕改築計画策定業務、また、管路布設替え計360メートルの工事請負費、また、次期ストックマネジメント計画策定委託を予定しております。

79ページ、4目処理場建設費においては、反応タンク設備更新工事の下水道事業への委託と次期ストックマネジメント計画の委託を実施し、5目小野特環処理場建設費においては、次期ストックマネジメント計画策定委託を実施いたします。

次に、農業集落排水統合事業について、78、79ページ、3目特定環境保全公共下水道管渠施設費において、宗賀南部処理区接続管路を530メートル、マンホールポンプ3か所の工事請負費、それに関連する下水道移転補償費、また、今年度末に統合する小曾部浄化センター機器撤去工事費など、合計1億8,167万6,000円を計上しております。下水道への統合時期ですが、小曾部処理区は本年度末、宗賀南部処理区は令和6年度末を予定しております。

その他の事業としまして、下水道施設耐震化推進事業については、77ページ、1目公共下水道事業管渠施設費及び78ページの3目特定環境保全公共下水道事業管渠施設費において、管路耐震化工事を合計100か所、次期総合地震対策計画策定委託等の実施を予定しております。

また、79ページ、4目処理場建設費においては、反応タンクの耐震化をストックマネジメント事業と同時施工で実施し、合計3億3,018万円の事業費を予定しております。私からの説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑に入ります。ありませんか。

では、1点だけ。さっき統合の話で、4つのセグメントに残るといった話があったと思いますが、それはずっと残り続けるということになりますか。

○下水道課長 農業集落排水と小規模集合排水処理が統合となり、新しくセグメントができますけれども、それぞれの事業を統合する限りは、4つのセグメントとして存続します。

○委員長 管が物理的につながるとか、そういう要件というのは必ずしもないわけですか。

○下水道課長 贅川の農集等が最終的に単独で存続して、若神子の小規模集合排水処理も当面存続する予定なのですが、仮に、それぞれの2地区が公共特定環境保全の公共下水道などに統合されて、農集排や小規模集合排水処理事業というのがなくなれば、その2つのセグメントというのは消滅いたします。

○委員長 当分の間は現行の状況で行くということによろしいわけですか。

○下水道課長 平成28年に下水道ビジョンを策定いたしまして、そのときにも統合可能な箇所について検討いたしましたけれども、檜川地区の贅川と若神子については、その段階では、当面、現状どおりという結論となっております。

○委員長 分かりました。

ほかにありませんか。

それでは、ないようですので、質疑を終了いたします。自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、採決を行います。議案第29号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第29号令和6年度塩尻市下水道事業会計予算は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託をされました議案審査は全て終了ということであります。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告につきましては、委員長に御一任をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。それでは、御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、理事者から御挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 予算決算常任委員会を延べ4日間にわたりまして御開催をいただきました。誠にありがとうございます。また、御提案を申し上げました全ての案件について、御審査並びに原案のとおりお認めいただきました。誠にありがとうございました。私からは以上です。

○委員長 それでは、これで終了といたします。御苦労さまでした。

午後0時03分 閉会

令和6年3月13日（水）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

予算決算常任委員会委員長 篠原 敏宏 印